

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと考えており、従来より経営の透明性・客観性・スピードの確保に注力してまいりました。今後もより一層の企業統治能力の向上を図り、株主をはじめとする各ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、経営効率の向上を図りたいと考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを損なわせる大きな要因であるヒューマンエラーを防止するためには、全従業員に対する倫理的価値観に沿った当社の企業理念の理解・浸透と、それらを起こさせない仕組みにあると考え、コーポレート・ガバナンスを正常に機能させるために、倫理的な面(個人)と仕組み(組織)のふたつの側面から各種施策を実施しております。

また、企業グループ全体に関しましては、当社はグループ形成にあたり、当社の倫理的価値観に沿った企業理念の理解・浸透を前提としており、これがグループ全体にガバナンスを効かせるという基本方針のもとに企業統治をおこなっております。具体的施策としては、毎月定期的に当社取締役、監査役および関係会社の代表取締役社長から構成される取締役会において、グループ全体の経営の透明性確保および監督をおこなっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジェイユー	24,784	45.73
レッグス従業員持株会	4,538	8.37
内川 淳一郎	1,820	3.36
坂本 孝	1,440	2.66
椛澤 紀夫	1,412	2.61
株式会社インターエクス	1,218	2.25
日本生命保険相互会社	1,120	2.07
明治安田生命保険相互会社	1,120	2.07
内川 富美子	800	1.48
楠田 肇	750	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
井川 幸広	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
井川 幸広		—	長年にわたり株式会社クリーク・アンド・リバー社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室は社長直轄の組織として設置しており、金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制報告制度」の実施基準に基づき内部統制監査基本計画書を作成し、主な事業拠点を評価対象とした内部監査を常勤監査役と連携をとりながら実施しております。内部統制監査では、事業活動全般に関して全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、および業務プロセスに亘ってリスク分析を行い、運用テストを実施して評価を行っております。

監査役監査は、各監査役が、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況につ

いて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況の調査を行っております。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、「監査役会規程」に則って定期的に監査役会を開催し、報告・意見交換を行っております。また、常勤監査役は、「内部通報制度運用規程」に則り、従業員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役への報告、是正処置、通報者の保護を行う体制をとっております。常勤監査役と会計監査人は、四半期ごとに会計および事業リスクに関して定期的に意見交換をおこない、コーポレート・ガバナンスの充実・強化につとめております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
南 郷志	他の会社の出身者									○
福井 誠	他の会社の出身者				○					○
園部 洋士	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
南 郷志	○	——	監査役としての豊富な経験・幅広い知見を有していることから、当該リスクマネジメントに関する見識を当社のコーポレート・ガバナンスに活かしていただくため選任しております。
福井 誠		——	企業経営の豊富な経験・幅広い知見を有しており、経営全般の監視を行なっていただくために選任しております。
園部 洋士		——	企業法務の専門家(弁護士)としての豊富な経験と幅広い見識に基づく監査・助言をおこなっていただくために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

監査役南郷志は、独立役員としての要件を満たしており、その他当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、人材をグループ業績向上のためのもっとも重要な資産と捉えており、従業員の経営参加意識の向上と従業員の功績に対する報奨を目的としてストックオプション制度を採用しております。取締役につきましても同様の観点からこれを採用しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
---	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記ストックオプションの付与対象者に「その他」とありますが、当社グループ業績向上のためには、社外との連携の強化が不可欠と考え、当社の資本提携先および業務提携先の方に対しても付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成24年12月期に関しましては、取締役6名に対し84,549千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。取締役会において協議し取締役会より一任された代表取締役が業務執行の対価として職責・役割・業績等を総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の補佐に関しましては、法務部門が担当し、必要に応じ会議資料の事前配布、社外取締役・社外監査役が必要とする情報に関する資料提供等、適宜サポートをおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行、監督の状況

(1) 取締役会

取締役会は、本書提出日現在、代表取締役社長および取締役6名(社外取締役1名)で構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定をおこなっております。なお、社外からの牽制につきましては、社外取締役および社外監査役によりその機能は十分果たしているものと判断しております。

(2) 意思決定会議

取締役、常勤監査役で構成する意思決定会議を週1回開催し、意思決定の迅速化をおこない、経営効率の向上に努めております。

(3) 業務に関する報告会議

取締役、常勤監査役、執行役員、業務担当部門の責任者で構成する、業務に関する報告会議を週1回開催し、日常の業務執行の確認をおこない、経営の質的向上に努めております。

2. 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(1) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査室は社長直轄の組織として設置しており、定期的に内部統制監査基本計画書に基づいて主な事業拠点を評価対象とした内部統制報告制度に基づく内部監査を常勤監査役と連携をとりながら実施しております。内部統制監査では、事業活動全般に関して全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、および業務プロセスに亘ってリスク分析をおこない、運用テストを実施して評価をおこなっております。

(2) 会計監査の状況

会計監査につきましては、京都監査法人を会計監査人に選任し、会計監査をおこなっております。

指定社員 業務執行社員 若山 聡満

指定社員 業務執行社員 矢野 博之

監査業務に係る補助者は、公認会計士4名およびその他6名です。

3. 指名、報酬決定等の機能

(1) 取締役候補者の選任方針

取締役候補者につきましては、これまで当社の業務に精通し当社の経営理念を体現した生え抜き社員を中心とする候補者が取締役会において選任されてまいりましたが、コーポレート・ガバナンス環境の体制整備の一環として、上記に加え経営の透明性および監督機能を高め、経営体制の強化に資する知見を有した者を候補者の選任方針としております。なお、「組織規程」の条項に役員の資質・責務を記載し明文化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性、透明性、スピードを重視した意思決定を行う体制を確保するために、取締役が相互に監視するのみならず、監査役による専門的見地からの客観的・中立的な監視を行い、加えて独立性のある社外取締役および社外監査役による監視機能により監査制度を充実させることで、コーポレート・ガバナンスの充実に資することができるかと判断し、現行において末尾の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、いわゆる集中日を避け、株主のみなさまが出席しやすい環境整備につとめております。
電磁的方法による議決権の行使	平成15年3月27日開催の第15期定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
その他	平成23年より議決権行使結果を開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期ごとに決算説明会を開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは http://www.legs.co.jp/htdocs/ir/index.html です。掲載内容としては、トップメッセージ、決算短信等の財務状況、株主構成等の株式情報、株主総会情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、管理部門が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成15年より「環境理念」「環境方針」を定め、ISO活動の一環として、「省資源の推進」「電気使用量の削減」「廃棄物の削減、リサイクルの推進」「地球環境にやさしいエコビジネスを展開」の4つを環境目標に定め、環境保全活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、株主様に対しより当社を理解いただけるよう、定時株主総会終了後、株主懇親会を開催しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。その概要は以下のとおりであります。

1. 統制環境と基本方針

当社は、次の経営理念・経営目的・経営指針を掲げ、グループ内の全ての役員および従業員が職務を執行するにあたっての基本方針としております。

経営理念

個人と会社の目標を一致させる
社会に協調、社会に貢献

経営目的

お客様に喜ばれる誠意あふれるサービスを適正な価格で提供し、
社会、企業文化の進歩発展に貢献する
常に高い目標と強い情熱を持ち、不断の改良改善を行い、
従業員の成長と物心両面の幸福を追求する

経営指針

お客様こそ、我々を成長させる最大の源である
成長とは、常に改善し続けることである
ANDの才能が、永続的成長の条件である

毎日朝会時に全員でこれを唱和しており、また、代表取締役自らが全社員に対する「理念教育」とリーダーを対象とした「リーダーマネジメント教育」を実施しております。「理念教育」ならびに「リーダーマネジメント教育」では、経営理念・経営目的・経営指針を文書化した「理念ブック」および「ルールブック」を使用し、役員および従業員の一人一人が高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう、適正な業務執行のための体制を整備しております。

当社は、これらの経営理念・経営目的・経営指針の下、経営の透明性をより高めるためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠とし、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンスの基本方針を以下のとおり制定し、整備・運用・評価を推進しております。

- (1) 経営活動の目的達成のため、業務の有効性および効率性を高めます
- (2) 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します
- (3) 経営活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します
- (4) 資産の取得、使用および処分が適正な手続および承認の下におこなわれるよう、資産の保全を図っていきます
- (5) 上記の活動を支えるためのIT環境を整備・運用します

また、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制報告制度」の実施基準に基づき評価・報告をおこなっております。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全ての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令等の厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるレグスグループ理念ブックを策定し業務の運営をおこなうこととしております。
- (2) 当社は、会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを定めております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理に関して

取締役の職務執行に係る情報については、法令および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理しております。必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施しております。

なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとしております。

(2) 情報の検索・閲覧の方法

職務執行情報に必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内にて告知し周知徹底しております。当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。

(3) 文書・情報管理の監査

監査役は、主要な稟議書その他執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役・社員等に説明を求め、意見を述べております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するため、週1回執行役員会議を行ない、更に月1回取締役会等を行っております。また、会社を取り巻くあらゆるリスクを顧問弁護士等を含めて分析しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役社長の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。
- (2) 当社は、毎年新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神ならびに中期方針、単年度方針を全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化を図っております。
- (3) 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、月次会議を毎月開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図っております。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会においてグループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図っております。
- (2) 監査役は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査しております。
- (3) グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしております。
- (2) 監査役は、子会社等を含む執行状況を把握するため、取締役会、意思決定会議の他、社内重要会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。
- (3) 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告しております。

(4)監査役は、内部通報制度による社員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役社長への報告、是正処置、通報者の保護を行うこととしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役社長の経営方針を確かめ会社が対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について随時意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めております。

(2)監査役は、監査法人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めております。

(3)監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢として平成22年10月に施行された「東京都暴力団排除条例」を遵守する体制を整備しております。、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

